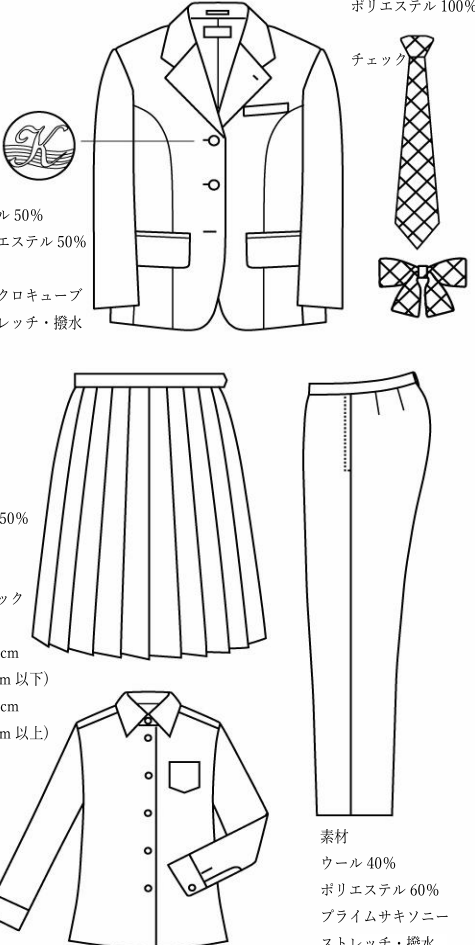
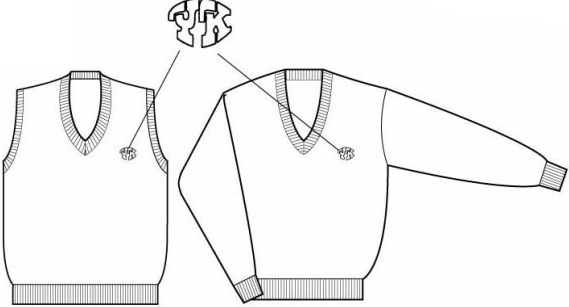


1 服装と頭髪に関する規程

第1条 登下校の際は、本校指定の制服を着用すること。

(1) 制服について

本校の制服については、以下のとおりとする。A Bいずれかを着用すること。

Aタイプ	Bタイプ
 素材 ポリエステル 100% チェック 素材 ウール 50% ポリエステル 50% マイクロキューブ ストレッチ・撥水 素材 ウール 50% ポリエステル 50% ミニチェック ワンタックストレート	 素材 ポリエステル 100% チェック 素材 ウール 50% ポリエステル 50% マイクロキューブ ストレッチ・撥水 素材 ウール 50% ポリエステル 50% オリジナル タータンチェック 20 本車ひだ スカート丈 51cm (ウエスト 69cm 以下) スカート丈 54cm (ウエスト 66cm 以上) 素材 ウール 40% ポリエステル 60% プライムサキソニー ストレッチ・撥水
A B 共通  素材 ウール 30% アクリル 70% 左胸に刺しゅう入り	

ア 通常期（４月１日～５月３１日、１０月１日～３月３１日）

【正装】 Aタイプ…学校指定ブレザー、スラックス、ネクタイ、自由購入の白無地ワイシャツ Bタイプ…学校指定ブレザー、スカートまたはスラックス、ネクタイ、自由購入の白無地ブラウス
※ ブレザーの中に学校指定セーター、ベストを着用しても良い Bタイプのリボンについて正装日は着用不可
【普段】 Aタイプ…学校指定スラックス、ネクタイ、自由購入の白無地ワイシャツ Bタイプ…学校指定スカートまたはスラックス、ネクタイまたはリボン、自由購入の白無地ブラウス
※ 登下校時は学校指定ブレザーを着用すること 学校指定セーター、ベストの着用は任意

イ 夏期（６月１日～９月３０日 移行期間を設ける）

Aタイプ…スラックス、自由購入の単色無地ポロシャツ（色は白/黒/紺/グレーのいずれか）※ネクタイ着用時に限り白無地ワイシャツ可 Bタイプ…スカートまたはスラックス、自由購入の単色無地ポロシャツ（色は白/黒/紺/グレーのいずれか） ※ネクタイまたはリボン着用時に限り白無地ブラウス可
※ 上着として学校指定ブレザー、セーター、ベストを着用しても良い

- (2) 制服の改造はしない。(改造した制服を元に戻せない場合は、新たに購入することになります)
- (3) 制服を正しく着こなすこと。腰パンやスカートの折り曲げ、シャツやブラウスをスラックスやスカートから出すことは禁止する。
- (4) ソックス、タイツ、ストッキングの色は華美にならないものとし、白、黒、紺、ベージュの無地とし、ニーハiestockingsは禁止とする。
- (5) 上靴は本校指定の運動靴とする。
- (6) やむを得ない理由により定められた服装をすることができない場合はHR担任に異装届を提出し、生徒指導部から許可を得る。

第2条 頭髪、服装など身だしなみは高校生らしく清楚になるよう心がけること。

- (1) 頭髪の加工はしない。(染色、脱色、パーマネント、奇抜な髪形等)
- (2) ピアスなど身体を加工することによって身につける物や装飾品は禁止する。
- (3) 化粧はしない。(カラーコンタクト、まつげ加工も含む)
- (4) 頭髪の長さは顔が隠れないことを基準とし、前髪は目にかからない程度、男子の後ろ髪はブレザーの襟幅を基準とする。

2 特別指導に関する規程

(趣旨)

第1条 特別指導は、日常の生徒指導の一環として行い、当該生徒の意識・行動の改善を図るものである。そのため、機械的、画一的な指導になることを避け、悩み・間違いながら成長していく生徒を教師が援助するという視点から、担任を中心に年次団、生徒指導部等全教師でその指導にあたるものとする。処罰とは異なる。

(対象行為)

第2条

(1) 刑法その他法律に抵触する行為

- ア 喫煙行為（喫煙具所持含む）
- イ 窃盗、万引き
- ウ 暴力行為
- エ 金銭強要
- オ 無免許運転
- カ 定期券の不正使用、不正乗車
- キ 校内・郊外器物破損
- ク 薬物乱用行為 など

(2) 性行不良による行為

- ア 教職員に対する威嚇、暴言、暴力行為、指導拒否行為
- イ 他の生徒に対する威嚇、金銭の強奪、暴力行為
- ウ 学校の施設・設備の破壊・破損行為
- エ 授業妨害、騒音の発生、教室への勝手な出入りなどで、授業その他の教育活動の正常な実施が妨げられる行為
- オ 試験中の不正行為
- カ 無届免許取得
- キ いじめおよびいじめと思われる行為（SNSなどへの書き込みも含む）など

(3) その他、上記以外で特別指導が必要と思われる場合

(指導方法)

第3条 指導方法は、次のとおりとする。

- (1) 停学（家庭謹慎を原則とするが、登校謹慎とする場合もある）
- (2) 校長訓戒（校長によるものを原則とする）
- (3) (1)・(2) いずれの場合も保護者を召喚し、校長より申し渡しを行う。

3 運転免許取得規程

第1条 免許証の取得を希望する生徒は、四輪免許取得説明会に参加し、許可条件を確認の上、保護者より「普通車運転免許取得許可願」（様式1）を提出し、校長より許可を受ける。尚、説明会当日に参加できない場合は、担任と相談の上、後日学校にて別途説明を行うこととする。

※「普通車運転免許取得許可証」（様式2）発行後、「許可証」とともに入校申し込み書類を自動車学校へ提出する。

【許可条件】

- ① 進路が明確となっている者（進学者は合格となっていること）
- ② 事前に行われる説明会に、生徒と保護者が出席すること
- ③ 欠席・遅刻が少ない者（申請時欠課時数が実施時数の2割以内であること）
- ④ 卒業見込みの条件を満たしている者
- ⑤ 校則違反のない者（過去3ヶ月以内に停学を含む特別指導者は不可）
- ⑥ 諸費納入されているもの（納入などが滞っている場合は不可）

※成績および生活面で著しく意欲に欠ける場合は、許可できない場合もある。

第2条 自動車学校通学に際しては、以下の点に留意する。

- (1) 通学は、10月1日以降とする。
- (2) 通学するための遅刻、早退、欠席は一切認めない。仮・本検定は休業日を利用すること。
- (3) 入校、仮検定、本検定、免許証交付等教習進度を必ず報告する。
- (4) 申請時点で、全教科欠課時数が実施時数の2割以内、又は仮評定によって卒業見込みであること。

※教習途中で2割超となった場合は、回復まで教習一時停止とする。

- (5) 次に該当する生徒は解消されるまで自動車学校通学を禁止する。

ア 入校希望時点で卒業の見込みがない者

イ 生活態度が良好でない者。「服装、頭髮、授業態度、出席状況など」

- (6) 定期考査1週間前および考査期間中は、通学不可とする。

第3条 自動車学校の卒業証書は、保護者保管とする。

第4条 免許証取得は冬休み以降とし、在学中の車両購入、運転は一切認めない。

第5条 免許取得後ただちに報告し、所定の手続きをとる。免許証は卒業時まで保護者が保管する。（「普通車運転免許習得届」（様式5）提出）

第6条 無免許で免許証を取得した者および運転した者は、特別指導の対象とする。

第7条 自動二輪車および原動機付自転車の運転免許証習得は、厳禁とする。

4 各種願出・届出規程

(目的)

第1条 学校生活の中で必要な各種願出・届出について、適正に行われることを期して、この規程を定める。

(義務)

第2条 次に該当するものについては、願出又は、届出るものとする。

- (1) 遅刻、外出・早退、異装、スリッパ使用、再登校対象者入室
- (2) アルバイト
- (3) 諸規定において定められたもの（自転車通学等）
- (4) 校長が必要とするとき

第3条 本規定の第2条(1)(2)(3)(4)に該当するときは、所定の様式において理由を明記し、担任および担当の教員に提出する。

5 その他

第1条 上記生徒指導に関わる全ての規程について、4年次生徒の場合別途審議する。

附則 1 本会則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成23年4月から一部改訂する。

3 平成23年5月から一部改訂する。

4 平成23年6月から一部改訂する。

5 平成23年8月29日から一部改訂する。

6 平成24年4月1日から一部改訂する。

7 平成26年4月1日から一部改訂する。

8 令和元年8月23日から一部改訂する。

9 令和3年2月19日から一部改訂する。

10 令和4年5月6日から一部改訂する。